

平成 26 年度伊丹市一般会計予算

平成 26 年度伊丹市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 66,000,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 26 年 2 月 26 日提出

伊丹市長 藤原 保 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		29,808,534
	1 市民税	12,886,475
	2 固定資産税	12,733,763
	3 軽自動車税	156,051
	4 市たばこ税	1,299,949
	5 特別土地保有税	1
	6 入湯税	16,300
	7 都市計画税	2,715,995
2 地方譲与税		858,001
	1 地方揮発油譲与税	93,000
	2 自動車重量譲与税	225,000
	3 地方道路譲与税	1
	4 航空機燃料譲与税	540,000
3 利子割交付金		89,000
	1 利子割交付金	89,000
4 配当割交付金		180,000
	1 配当割交付金	180,000
5 株式等譲渡所得割交付金		30,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	30,000
6 地方消費税交付金		1,820,000
	1 地方消費税交付金	1,820,000
7 自動車取得税交付金		60,000
	1 自動車取得税交付金	60,000
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		6,107
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	6,107
9 地方特例交付金		179,000
	1 地方特例交付金	179,000
10 地方交付税		5,200,000
	1 地方交付税	5,200,000
11 交通安全対策特別交付金		35,000
	1 交通安全対策特別交付金	35,000

(単位：千円)

款	項	金額
12 分担金及び負担金		1,027,190
	1 負担金	1,027,190
13 使用料及び手数料		1,731,922
	1 使用料	1,602,676
	2 手数料	129,246
14 国庫支出金		11,076,695
	1 国庫負担金	9,549,022
	2 国庫補助金	1,447,221
	3 国庫委託金	80,452
15 県支出金		4,414,888
	1 県負担金	1,887,099
	2 県補助金	2,195,886
	3 県委託金	331,903
16 財産収入		240,446
	1 財産運用収入	49,345
	2 財産売却収入	191,101
17 寄附金		8
	1 寄附金	8
18 繰入金		840,433
	1 繰入金	840,433
19 繰越金		1
	1 繰越金	1
20 諸収入		1,919,375
	1 延滞金加算金及び過料	45,500
	2 市預金利子	841
	3 貸付金元利収入	379,456
	4 受託事業収入	70,966
	5 収益事業収入	500,000
	6 雑入	922,612
21 市債		6,483,400
	1 市債	6,483,400
歳入合計		66,000,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		538,812
	1 議会費	538,812
2 総務費		6,570,032
	1 総務管理費	5,518,189
	2 徴税費	516,503
	3 戸籍住民基本台帳費	372,557
	4 選挙費	86,718
	5 統計調査費	22,036
	6 監査委員費	54,029
3 民生費		29,531,847
	1 社会福祉費	3,929,324
	2 障害福祉費	3,915,901
	3 老人福祉費	4,715,638
	4 児童福祉費	11,137,326
	5 生活保護費	5,830,383
	6 災害救助費	3,275
4 衛生費		5,113,135
	1 保健衛生費	2,960,185
	2 清掃費	2,152,950
5 労働費		137,293
	1 労働費	137,293
6 農業費		98,500
	1 農業費	98,500
7 商工費		597,546
	1 商工費	597,546
8 土木費		5,474,503
	1 土木管理費	204,731
	2 道路橋りょう費	658,749
	3 都市計画費	3,843,040
	4 住宅費	767,983
9 消防費		1,782,149
	1 消防費	1,782,149

(単位：千円)

款	項	金額
10 教育費		6,396,976
	1 教育総務費	1,409,181
	2 小学校費	1,034,081
	3 中学校費	664,204
	4 特別支援学校費	94,632
	5 高等学校費	951,012
	6 幼稚園費	637,551
	7 社会教育費	778,355
	8 保健体育費	827,960
11 災害復旧費		4
	1 災害復旧費	4
12 公債費		9,357,993
	1 公債費	9,357,993
13 諸支出金		331,210
	1 土地開発基金費	261
	2 公営企業費	330,949
14 予備費		70,000
	1 予備費	70,000
歳出合計		66,000,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
(仮称) 児童発達支援センター 整備事業	平成27年度	830,900 千円
ウメ輪紋ウイルス対策 融資利子補給金	平成27年度から 平成33年度まで	ウメ輪紋ウイルス対策融資利子補給金に係る制度に基づき、金融機関から借り入れた資金から生じた利子(当該制度で規定する利子補給率を上限とする。)に対する利子補給額以内。

(損失補償)

事 項	期 間	限 度 額
兵庫県信用保証協会が 保証した伊丹市中小企 業振興融資制度にかか る損失補償	平成26年度から 平成36年度まで	運転資金又は設備資金として兵庫県信用保証協会の保証により融資を受けた者が、当該協会に対して損失を生ぜしめた場合における当該損失の額。ただし、172,320千円を限度とする。

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁舎等整備事業債	75,700	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から借入れる。(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年 4.0%以内	借入れの日から据置期間を含め30年以内の元利均等償還又は元金均等償還とする。ただし、借入れ先の融通条件が異なるときは、同条件による。財政の都合により繰り上げ償還をし、又は低利債に借換えすることができるとする。
文化施設等整備事業債	84,500			
自転車駐車場施設整備事業債	12,900			
共同利用施設整備事業債	22,800			
サンシティホール整備事業債	2,400			
児童発達支援センター整備事業債	245,300			
児童福祉施設整備事業債	52,600			
阪神北広域こども急病センター整備事業債	5,000			
火葬施設整備事業債	3,500			
塵芥収集車等整備事業債	7,100			
道路整備事業債	88,900			
橋りょう整備事業債	8,700			
都市計画道路整備事業債	275,700			
公園整備事業債	52,200			
市営住宅整備事業債	3,300			
消防施設整備事業債	37,700			
総合教育センター整備事業債	23,200			
小学校施設整備事業債	37,800			
中学校施設整備事業債	40,600			
特別支援学校施設整備事業債	2,600			
高等学校施設整備事業債	94,700			
幼稚園施設整備事業債	3,100			
生涯学習センター整備事業債	2,500			
公民館施設整備事業債	6,000			
学校給食施設整備事業債	21,000			
社会体育施設整備事業債	1,600			
臨時財政対策債	3,600,000			
借 換 債	1,672,000			
計	6,483,400			